

掛川市水道事業

令和6年度 水質検査計画

水質検査計画とは・・・

水道水の水質検査は、水質管理において中核をなすものであり、安全で安心して使用していただく水道水を供給する上で必要不可欠なものです。

この水道水質検査計画は、水道法施行規則第15条第6項の規定により、水質検査を適正に執行するため、水質検査地点や水質検査項目及び検査頻度などについて定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 水道事業の概要
- 2 水道の原水及び水道水の状況
- 3 水質検査の項目と検査頻度について
- 4 水質検査の検査場所について
- 5 臨時の水質検査について
- 6 水質検査を委託する内容 水質検査の精度について
- 7 水質検査結果の評価
- 8 水質検査計画及び水質検査結果の公表について
- 9 関係者との連携について

1 水道事業の概要

(1) 事業状況

事業の創設	平成17年4月1日の合併に伴い新たな水道事業を創設しました。
事業の名称	掛川市水道事業
計画目標年度	令和10年度
計画給水人口	117,000人
現在給水人口	114,505人(令和5年3月末)
計画一日最大配水量	54,900m ³
一日最大配水量	54,269m ³ (令和5年3月末)

(2) 水源の状況

水源は、自己水(地下水)と静岡県大井川広域水道用水供給事業からの受水によりまかなわれています。自己水源は、7水源12井戸からの地下水で水質は良好な状態です。また、用水受水は全体の供給水量の約88%を占めており、水供給の管理、運営の安定性、効率化から安全で安定した送水を行っています。(自己水源一覧表を参照して下さい)

(3) 自己水源一覧表

	施設名	水源の種別	井戸数	浄水処理方式
掛川区域	原里水源	地下水	6井	急速ろ過、塩素滅菌処理 紫外線照射処理、ブロー設備
	原谷水源	地下水	1井	急速ろ過、塩素滅菌処理 紫外線照射処理 充填塔装置
大東区域	大坂水源	地下水	1井	急速ろ過、塩素滅菌処理
	西部水源	地下水	1井	急速ろ過、塩素滅菌処理
大須賀区域	東部第1水源	地下水	1井	塩素滅菌処理
	大須賀水源	地下水	1井	塩素滅菌処理
	本谷水源	地下水	1井	急速ろ過、塩素滅菌処理

(4) 静岡県大井川広域水道用水供給受水点一覧表

	施設名	所在地
掛川区域	逆川配水池 遊家配水池	逆川397 本郷2406-4
	大東東部配水池 大東北部配水池 大東西部配水池	菊川市河東3603 入山瀬640-7 大坂8238-5
大須賀区域	大須賀配水池 東大谷第一配水池	横須賀5607-1 大淵11470-4

2 水道の原水及び水道水の状況

市内の自己水源では、クリプトスポリジウム、遊離炭酸、マンガン及び鉄等の原水の汚染要因を踏まえて適正な浄水処理を行い、毎月実施する水質検査により状況を確認しています。

また、大井川広域水道の受水については浄水の受水であるため、水質検査結果の提供を受けて、状況の確認を行います。

水道水は、これまでの検査結果から、水質基準を十分満足していることから、安全で良質な水であります。

3 水質検査の項目と検査頻度について

(1) 法令に基づく給水栓における水質検査

ア 水質検査項目

- ① 水質基準項目(51項目)についての水質検査を各配水系末端付近の給水栓で行います。
水質基準項目については、浄水の水質検査項目基準等一覧表(表1)に基づいて、水質検査を行います。
なお、過去の水質検査結果等により、水系ごとに水系別検査項目一覧表(表2-1, 2, 3)のとおり水質検査を実施します。
ゾエオキシ及び2-メチルホルムアルは、過去の検査結果から省略可能項目となっていますが、藻が繁殖しやすい7・8・9月の年/3回行います。
- ②自己水源の水質管理のための水質検査 (表2-4)
水源単独での水質確認ができない水源について、浄水処理が適正に行われていることを確認するため、水質基準項目の検査方法に準じて水質検査を実施します。
大東区域 (2箇所) 大坂浄水場濾過下・西部浄水場濾過下
大須賀区域 (1箇所) 大須賀配水池入口
- ③浄水の水質管理目標設定項目の検査 (表3)
水質基準項目以外の項目等について水管理目標設定項目として年1回水質検査を実施します。
- ④毎日検査項目は、水道水の色・濁り及び消毒の残留効果についての検査を各配水系末端付近の給水栓で行います。
- ⑤原水の検査
原水の水質検査を(39項目)について年1回行います。(表4)
- ⑥原水の水質管理項目の検査 (表5)
水質管理目標設定項目の検査に含まれる水源上流部において使用される農薬類(42項目)について、年1回実施します。
- ⑦クリプトスポリジウム及び指標菌の検査
掛川区域(クリプトスポリジウムによる汚染の恐れを判断するため実施します)
クリプト指標菌検査(大腸菌(E.coli)、嫌気性芽胞菌の2項目)を年8回実施します。
クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を3ヶ月に1回実施します。
クリプト指標菌が検出された場合、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を実施します。
大東・大須賀区域
クリプト指標菌検査(大腸菌(E.coli)、嫌気性芽胞菌の2項目)を3ヶ月に1回実施します。
クリプト指標菌が検出された場合、クリプトスポリジウム及びジアルジアの検査を実施します。

イ 検査頻度

水質基準項目の検査頻度は、項目により異なりますが、毎日(3項目)・月1回(9項目)・3ヶ月1回(21~26項目、給水箇所により異なる)・年1回(51項目)行います。

(2) 本市が独自に行う水質検査項目と検査頻度

①週1回検査

毎日検査を実施していない箇所についても、水道水の色・濁り及び消毒の残留効果についての確認を行います。

②残留塩素自動監視装置により、毎日定時に消毒の残留効果について確認します。

(3) 水質検査項目の省略または削減について

水質検査において、水道法第15条第1項第3号及び4号により、過去の検査成績等から評価し、採水地点とその水源・配水池の状況を確認の上問題がないと判断した場合、検査の省略又は削減ができること

となっており、該当項目については省略または削減して水質検査を実施します。

水系別検査項目一覧表中の _____ は過去 3 年間の検査結果が基準値の 1/5 以下であったため、検査回数を削減しています。

番号	定期検査項目	省略可否	基準頻度	基準値
1	一般細菌	×	1月に1回以上	100以下
2	大腸菌	×	1月に1回以上	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	○	3月に1回以上	0.003以下
4	水銀及びその化合物	○	3月に1回以上	0.0005以下
5	セレン及びその化合物	○	3月に1回以上	0.01以下
6	鉛及びその化合物	○	3月に1回以上	0.01以下
7	ヒ素及びその化合物	○	3月に1回以上	0.01以下
8	六価クロム化合物	○	3月に1回以上	0.02以下
9	亜硝酸態窒素	○	3月に1回以上	0.04以下
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	×	3月に1回以上	0.01以下
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	○	3月に1回以上	10以下
12	フッ素及びその化合物	○	3月に1回以上	0.8以下
13	ホウ素及びその化合物	○	3月に1回以上	1.0以下
14	四塩化炭素	○	3月に1回以上	0.002以下
15	1, 4-ジオキサン	○	3月に1回以上	0/005以下
16	シス1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	○	3月に1回以上	0.04以下
17	ジクロロメタン	○	3月に1回以上	0.02以下
18	テトラクロロエチレン	○	3月に1回以上	0.01以下
19	トリクロロエチレン	○	3月に1回以上	0.01以下
20	ベンゼン	○	3月に1回以上	0.01以下
21	塩素酸	×	3月に1回以上	0.6以下
22	クロロ酢酸	×	3月に1回以上	0.02以下
23	クロロホルム	×	3月に1回以上	0.06以下
24	ジクロロ酢酸	×	3月に1回以上	0.03以下
25	ジブromokロロメタン	×	3月に1回以上	0.1以下
26	臭素酸	×	3月に1回以上	0.01以下
27	総トリハロメタン	×	3月に1回以上	0.1以下
28	トリクロロ酢酸	×	3月に1回以上	0.03以下
29	ブromokロロメタン	×	3月に1回以上	0.03以下
30	ブromokロロホルム	×	3月に1回以上	0.09以下
31	ホムアルデヒド	×	3月に1回以上	0.08以下
32	亜鉛及びその化合物	○	3月に1回以上	1.0以下
33	アルミニウム及びその化合物	○	3月に1回以上	0.2以下
34	鉄及びその化合物	○	3月に1回以上	0.3以下
35	銅及びその化合物	○	3月に1回以上	1.0以下
36	ナトリウム及びその化合物	○	3月に1回以上	200以下
37	マンガン及びその化合物	○	3月に1回以上	0.05以下
38	塩化物イオン	×	1月に1回以上	200以下
39	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	○	3月に1回以上	300以下
40	蒸発残留物	○	3月に1回以上	500以下
41	陰イオン界面活性剤	○	3月に1回以上	0.2以下
42	ジェオスミン	○	1月に1回以上	000001以下
43	2-メチルイソボルネオール	○	1月に1回以上	0.00001以下
44	非イオン界面活性剤	○	3月に1回以上	0.02以下
45	フェノール類	○	3月に1回以上	0.005以下
46	有機物等(全有機炭素の量)	×	1月に1回以上	3以下
47	pH値	×	1月に1回以上	5.8以上8.6以下
48	味	×	1月に1回以上	異常で無いこと
49	臭気	×	1月に1回以上	異常で無いこと
50	色度	×	1月に1回以上	5以下
51	濁度	×	1月に1回以上	2以下

番号	定期検査項目	逆川水系	東山水系	遊家水系	原里水系	原谷水系
1	一般細菌	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
2	大腸菌	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
3	カドミウム及びその化合物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
4	水銀及びその化合物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
5	セレン及びその化合物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
6	鉛及びその化合物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
7	ヒ素及びその化合物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
8	六価クロム化合物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
9	亜硝酸態窒素	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/3 ヶ月
12	フッ素及びその化合物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
13	ホウ素及びその化合物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
14	四塩化炭素	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
15	1, 4-ジオキサソ	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
16	シス1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
17	ジクロロメタン	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
18	テトラクロロエチレン	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
19	トリクロロエチレン	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
20	ベンゼン	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
21	塩素酸	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
22	クロロ酢酸	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
23	クロロホルム	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
24	ジクロロ酢酸	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
25	ジブromokロロメタン	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
26	臭素酸	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
27	総トリハロメタン	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
28	トリクロロ酢酸	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
29	ブromokロロメタン	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
30	ブromokロロホルム	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
31	ホルムアルデヒド	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
32	亜鉛及びその化合物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
33	アルミニウム及びその化合物	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/1 年	1/1 年
34	鉄及びその化合物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
35	銅及びその化合物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
36	ナトリウム及びその化合物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
37	マンガン及びその化合物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
38	塩化物イオン	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
40	蒸発残留物	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
41	陰イオン界面活性剤	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
42	ジェオスミン	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年
43	2-メチルイソボルネオール	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年	3回/年
44	非イオン界面活性剤	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
45	フェノール類	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年	1/1 年
46	有機物等（全有機炭素の量）	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
47	pH値	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
48	味	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
49	臭気	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
50	色度	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
51	濁度	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月

番号	定期検査項目	大須賀水系	東部水系	東大谷第1水系	本谷水系
1	一般細菌	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月
2	大腸菌	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月
3	カドミウム及びその化合物	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
4	水銀及びその化合物	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
5	セレン及びその化合物	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
6	鉛及びその化合物	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
7	ヒ素及びその化合物	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
8	六価クロム化合物	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
9	亜硝酸態窒素	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
12	フッ素及びその化合物	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
13	ホウ素及びその化合物	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
14	四塩化炭素	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
15	1, 4-ジオキサン	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
16	シス1, 2-ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
17	ジクロロメタン	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
18	テトラクロロエチレン	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
19	トリクロロエチレン	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
20	ベンゼン	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
21	塩素酸	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月
22	クロロ酢酸	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月
23	クロロホルム	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月
24	ジクロロ酢酸	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月
25	ジプロモクロロメタン	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月
26	臭素酸	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月
27	総トリハロメタン	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月
28	トリクロロ酢酸	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月
29	プロモジクロロメタン	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月
30	プロモホルム	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月
31	ホルムアルデヒド	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月	1/3ヶ月
32	亜鉛及びその化合物	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
33	アルミニウム及びその化合物	1/3ヶ月	1/1年	1/3ヶ月	1/1年
34	鉄及びその化合物	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
35	銅及びその化合物	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
36	ナトリウム及びその化合物	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
37	マンガン及びその化合物	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
38	塩化物イオン	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
40	蒸発残留物	1/3ヶ月	1/1年	1/1年	1/3ヶ月
41	陰イオン界面活性剤	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
42	ジェオスミン	3回	3回	3回	3回
43	2-メチルイソボルネオール	3回	3回	3回	3回
44	非イオン界面活性剤	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
45	フェノール類	1/1年	1/1年	1/1年	1/1年
46	有機物等（全有機炭素の量）	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月
47	pH値	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月
48	味	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月
49	臭気	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月
50	色度	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月
51	濁度	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月	1/1ヶ月

自己水源の水質管理のための水質検査

表 2-4

番号	定期検査項目	西部濾過下水源	大坂濾過下水源	大須賀第2水源
1	一般細菌	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
2	大腸菌	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
3	カドミウム及びその化合物	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
4	水銀及びその化合物	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
5	セレン及びその化合物	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
6	鉛及びその化合物	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
7	ヒ素及びその化合物	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
8	六価クロム化合物	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
9	亜硝酸態窒素	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1/3 ヶ月	<u>1/1 年</u>	1/3 ヶ月
12	フッ素及びその化合物	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
13	ホウ素及びその化合物	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
14	四塩化炭素	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
15	1, 4-ジオキサソ	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
16	シス1, 2ジクロロエチレン及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
17	ジクロロメタン	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
18	テトラクロロエチレン	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
19	トリクロロエチレン	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
20	ベンゼン	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
21	塩素酸	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
22	クロロ酢酸	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
23	クロロホルム	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
24	ジクロロ酢酸	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
25	ジブromokロロメタン	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
26	臭素酸	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
27	総トリハロメタン	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
28	トリクロロ酢酸	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
29	ブromokロロメタン	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
30	ブromokロロホルム	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
31	ホルムアルデヒド	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
32	亜鉛及びその化合物	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
33	アルミニウム及びその化合物	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	<u>1/1 年</u>
34	鉄及びその化合物	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	<u>1/1 年</u>
35	銅及びその化合物	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
36	ナトリウム及びその化合物	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
37	マンガン及びその化合物	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	<u>1/1 年</u>
38	塩化物イオン	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
39	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	<u>1/1 年</u>	1/3 ヶ月	<u>1/1 年</u>
40	蒸発残留物	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月	1/3 ヶ月
41	陰イオン界面活性剤	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
42	ジェオスミン	3回	3回	3回
43	2-メチルイソボルネオール	3回	3回	3回
44	非イオン界面活性剤	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
45	フェノール類	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>	<u>1/1 年</u>
46	有機物等（全有機炭素の量）	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
47	pH値	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
48	味	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
49	臭気	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
50	色度	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月
51	濁度	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月	1/1 ヶ月

検査項目		A	B	C	
		浄水26項目	浄水25項目	浄水 5項目	原水21項目
1	アルミニウム及びその化合物	○	○		○
2	アンチモン及びその化合物	○	○		○
3	ウラン及びその化合物	○	○		○
4	ニッケル及びその化合物	○	○		○
5	1, 2-ジクロロエタン	○	○		○
6	1, 1-ジクロロエチレン	○	○		○
7	トルエン	○	○		○
8	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	○	○		○
9	亜塩素酸	○	○	○	
10	二酸化塩素	○	○	○	
11	ジクロロアセトニトリル	○	○	○	
12	抱水クロラール	○	○	○	
13	農薬類	○	—		○
14	残留塩素	○	○	○	
15	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	○	○		○
16	マンガン及びその化合物	○	○		○
17	遊離炭酸	○	○		○
18	1, 1, 1-トリクロロエタン	○	○		○
19	メチル-tert-ブチルエーテル	○	○		○
20	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	○	○		○
21	臭気強度(TON)	○	○		○
22	蒸発残留物	○	○		○
23	濁度	○	○		○
24	PH値	○	○		○
25	腐食性(ランゲリア指数)	○	○		○
26	従属栄養細菌	○	○		○

A地区 26項目(農薬含む) 掛川区域 1箇所(原谷配水系)
 農薬検査は、地域の環境状況を勘案し選定して原水にて検査しております。

B地区 25項目 掛川区域 3箇所 逆川配水系(梅橋、小鮎川) 遊家配水系(原川公園)
 大東区域 8箇所 西部配水系(三井防災センター) 北部配水系(8方面3分団消防小屋)
 入山瀬配水系(上土方南公会堂) 嶺向配水系(嶺向公民館)
 東部配水系(キャタラー第三駐車場北側) 大坂配水系(大東総合運動場南トイレ) 西部浄水場濾過器の下流・大坂浄水場濾過器の下流
 大須賀区域 5箇所 大須賀配水系(清ヶ谷公会堂) 東部配水系(大須賀浄化センター)
 東大谷配水系(新井公会堂)・大須賀第2水源・本谷水源(本谷茶工場)

C地区 26項目(農薬含む) 掛川区域 1箇所(原里配水系)
 原里配水系においては静岡県水道管理計画水質監視地点のため消毒副生成物4項目と残留塩素については浄水で検査。(5項目)
21項目(農薬含む)については原水にて検査しております。
 農薬検査は、地域の環境状況を勘案し選定して原水にて検査しております。

水質管理目標設定項目は、水質基準の法令(省令)で規定された項目ではなく、行政通知で示されたものであり、水質検査が義務つけられたものではない。将来にわたり水道水の安全性の確保を行っていくため、水道事業者が必要に応じて測定し、良質な水を管理していくことが求められています。

番号	定期検査項目	実施頻度	
1	一般細菌	1回/1年	
2	大腸菌	1回/1年	
3	カドミウム及びその化合物	1回/1年	
4	水銀及びその化合物	1回/1年	
5	セレン及びその化合物	1回/1年	
6	鉛及びその化合物	1回/1年	
7	ヒ素及びその化合物	1回/1年	
8	六価クロム化合物	1回/1年	
9	亜硝酸態窒素	1回/1年	平成26年度から実施
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	1回/1年	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	1回/1年	
12	フッ素及びその化合物	1回/1年	
13	ホウ素及びその化合物	1回/1年	
14	四塩化炭素	1回/1年	
15	1, 4-ジオキサン	1回/1年	平成21年度から実施
16	シス1, 2-ジクロロエチレン 及びトランス-1, 2-ジクロロエチレン	1回/1年	
17	ジクロロメタン	1回/1年	
18	テトラクロロエチレン	1回/1年	
19	トリクロロエチレン	1回/1年	
20	ベンゼン	1回/1年	
21	亜鉛及びその化合物	1回/1年	
22	アルミニウム及びその化合物	1回/1年	
23	鉄及びその化合物	1回/1年	
24	銅及びその化合物	1回/1年	
25	ナトリウム及びその化合物	1回/1年	
26	マンガン及びその化合物	1回/1年	
27	塩化物イオン	1回/1年	
28	カルシウム・マグネシウム等（硬度）	1回/1年	
29	蒸発残留物	1回/1年	
30	陰イオン界面活性剤	1回/1年	
31	ジオスミン	1回/1年	
32	2-メチルイソボルネオール	1回/1年	
33	非イオン界面活性剤	1回/1年	
34	フェノール類	1回/1年	
35	有機物等（全有機炭素の量）	1回/1年	
36	pH値	1回/1年	
37	臭気	1回/1年	
38	色度	1回/1年	
39	濁度	1回/1年	

掛川区域 2箇所（原谷水源・原里水源）

大東区域 2箇所（西部水源・大坂水源）

大須賀区域 3箇所（大須賀水源）（大須賀東部第一水源）（本谷水源）

農薬類（水質管理目標設定項目15）の対象農薬リスト

表 5

番号	農薬名	用途	目標値(mg/L)
1	アシュラム	除草剤	0.9
2	イソキサチオン	殺虫剤	0.005
3	イミノクタジン	殺菌剤	0.006
4	エスプロカルブ	除草剤	0.03
5	エトフェンブロックス	殺虫剤	0.08
6	MCPA	除草剤	0.005
7	オキシ銅（有機銅）	殺虫剤	0.03
8	カルタップ	殺虫剤	0.08
9	カルバリル（NAC）	殺虫剤	0.02
10	キャプタン	殺菌剤	0.3
11	クロロタロニル（TPN）	殺菌剤	0.05
12	グリホサート	除草剤	2
13	グルホシネート	除草剤	0.02
14	ジウロン（DCMU）	除草剤	0.02
15	ジクロベニル（DBN）	除草剤	0.03
16	シハロホップブチル	除草剤	0.006
17	ジメタメトリン	除草剤	0.02
18	シメトリン	除草剤	0.03
19	ダイムロン	除草剤	0.8
20	チウラム	殺菌剤	0.02
21	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
22	チオファネートメチル	殺菌剤	0.3
23	テフリルトリオン	除草剤	0.002
24	トリシクラゾール	殺虫剤	0.1
25	ピラクロニル	除草剤	0.01
26	ピリブチカルブ	除草剤	0.02
27	フィプロニル	殺菌剤	0.0005
28	フェニトロチオン（MEP）	殺虫剤	0.01
29	フェリムゾン	殺虫剤	0.05
30	フェントラザミド	除草剤	0.01
31	フサライド	殺虫剤	0.1
32	ブタクロール	除草剤	0.03
33	ブプロフェジン	殺虫剤	0.02
34	フルアジナム	殺菌剤	0.03
35	プレチラクロール	除草剤	0.05
36	プロピザミド	除草剤	0.05
37	プロペナゾール	殺菌剤	0.03
38	プロモブチド	除草剤	0.1
39	ペンシクロン	殺菌剤	0.1
40	ベンゾビシクロン	除草剤	0.09
41	ベнтаゾン	除草剤	0.2
42	メコプロップ（MCP）	除草剤	0.05

* 農薬成分表（水稻農薬・茶農薬・ゴルフ場農薬）から該当する成分の検査項目を抽出しました。

4 水質検査の検査場所について

- (1) 年1回・3ヶ月に1回・月1回の水質基準項目の検査は、水源、配水系統を考慮して18箇所の給水栓等で実施します。

	配水系統	水質検査場所
掛川区域	逆川配水系	梅橋公会堂
	東山水系	小鮎川集会所
	原谷配水系	西ノ宮神社
	遊家配水系	原川公園
	原里配水系	久居島公民館
	—	—
大東区域	東部配水系	キャタラー第三駐車場北側
	西部配水系	三井防災センター
	大坂配水系	大東総合運動場南トイレ
	北部配水系	8方面3分団消防小屋
	入山瀬配水系	上土方南公会堂
	嶺向配水系	嶺向公民館
	西部濾過下水源	西部浄水場内濾過下
	大坂濾過下水源	大坂浄水場内濾過下
大須賀区域	大須賀配水系	清ヶ谷公会堂
	東部配水系	大須賀浄化センター
	東大谷配水系	新井公会堂
	大須賀第2水源	大須賀配水池入口
	本谷水源	本谷茶工場
	—	—

- (2) 毎日検査の検査箇所一覧表

	配水系統	水質検査場所
掛川区域	逆川配水系	岩井寺公会堂・逆川水道事務所
	遊家配水系	飛鳥公会堂、秋葉路公園
	原谷配水系	西山公会堂
	原里配水系	久居島公民館
大東区域	東部配水系	キャタラー第三駐車場北側
	西部配水系	三井防災センター
	大坂配水系	大東総合運動場南トイレ
	北部配水系	高瀬ガーデンヒル公園
	入山瀬配水系	上土方コミュニティセンター
	嶺向配水系	上土方工業団地公園
大須賀区域	大須賀配水系	今沢公民館
	東部配水系	沖之須公会堂
	東大谷配水系	東大谷公民館
	本谷配水系	本谷茶工場

(3) 週1回検査

週1回の水質検査を18箇所の給水栓等で実施します。

週1回検査の検査箇所一覧表

	配水系統	水質検査場所
掛川区域	逆川配水系	中山区公会堂・倉真5区集会施設・滝の谷公民館・初馬9区地区公会堂 ・安養寺運動公園・大多郎西公園・旭ヶ丘西公園
	東山配水系	小鮎川集会所
	原谷配水系	—
	遊家配水系	桜木池公園トイレ・家代里2丁目公園・つくしの公園・高田公会堂 ・岡津公会堂
	原里配水系	平島公民館
大東区域	東部配水系	大東温泉トイレ
	西部配水系	—
	大坂配水系	大坂小学校
	北部配水系	—
	入山瀬配水系 嶺向配水系	— —
大須賀区域	大須賀配水系	清ヶ谷公会堂
	東部配水系	大須賀浄化センター
	東大谷配水系	新井公会堂

(4) 以下の6箇所で残留塩素自動監視装置により消毒の残留効果について定時に確認します。

	配水系統	箇所数	残留塩素自動監視装置設置箇所
域掛川区	逆川配水系	4箇所	桜が丘中・曾我小・日坂小・子隣公園
	遊家配水系	1箇所	市営住宅原川団地
	原谷配水系	1箇所	原谷小学校

5 臨時の水質検査について

水道水が水質基準に適合しないおそれがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- (6) その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに必要な検査項目について実施し、水質異常が終息し、水道水の安全性が確認されるまで行います。

6 水質検査を委託する内容 水質検査の精度について

水質検査は、水道法第20条第3項に定める機関へ業務委託することにより行います。

また、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査方法は、国が定めた水道水の検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」平成15年7月22日厚生労働省令第261号）によって行います。なお、その他項目の検査方法は、上水試験方法（日本水道協会）等によって行います。

水質検査は外部機関に委託して実施するため、その精度については委託機関の内部及び外部精度管理の報告を受けることにより信頼性を確保しています。

7 水質検査結果の評価

水質検査結果の評価は検査ごとに実施します。また、検査結果をもとに、必要があれば水質検査計画を見直していきます。

8 水質検査計画及び水質検査結果の公表について

水質検査計画や水質検査結果はインターネットの掛川市のホームページに公表します。
また、上下水道部でも閲覧できるようにします。

9 関係機関との連携について

水源等で水質汚染事故が発生した場合には、掛川市環境政策課、保健所、県水資源課、厚生労働省、関係水道事業体等と連携を図りながら、原因調査や水質検査等を行います。

また、大井川広域水道用水供給事業から浄水を受水しているため、広域水道企業団との連携を密にし、水質異常に即応できるよう体制を整えております。